

第四十八回国会 運輸委員會議録 第二号

昭和四十年二月五日(金曜日) 午前十時十七分開議

出席委員

- 委員長 長谷川 峻君
理事 有田 喜一君
理事 關谷 勝利君
理事 山田 彌一君
理事 肥田 次郎君
理事 浦野 幸男君
理事 壽原 正一君
理事 西村 英一君
理事 勝澤 芳雄君
理事 野間千代三君

出席國務大臣

出席政府委員

- 運輸 大臣 松浦周太郎君
運輸政務次官 大久保武雄君
運輸事務官 堀 武夫君
(大臣官房長)
運輸技官 佐藤 肇君
(港務局長)
運輸事務官 橋内 一彦君
(航空局長)

委員外の出席者

- 日本国有鉄道総裁 石田 礼助君
日本国有鉄道常務理事 豊原康次郎君
専門員 小西 真一君

二月二日

委員金丸信君辞任につき、その補欠として小淵恵三君が議長の名で委員に選任された。同月五日

委員西村直己君辞任につき、その補欠として大西正男君が議長の名で委員に選任された。

第一類第十号 運輸委員會議録第二号 昭和四十年二月五日

同日 理事塚原俊郎君同日理事辞任につき、その補欠として田邊國男君が理事に当選した。

本日會議に付した案件 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二六号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第一号) 航空及び日本国有鐵道の經營に關する件(職員

の綱紀に關する問題) ○長谷川委員長 これより會議を開きます。この際、理事の補欠選任について、おはかりいたします。

理事塚原俊郎君が理事の辞任を申し出ておりますので、これを許可することとし、その補欠選任につきましては先例によりまして委員長において指名するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。それでは田邊國男君を理事に指名いたします。

○長谷川委員長 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案、及び、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めの件を一括議題とし、提案理由の説明を聴取することといたします。松浦運輸大臣。

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。 第三條第一項中「昭和三十六年度を「昭和四十年度」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。(施行期日)
2 港灣整備特別會計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。 附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

- 12 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(昭和四十年法律第 号)による改正前の港灣整備緊急措置法第三條に規定する港灣整備五箇年計画に係る港灣整備事業で国が施行したものは、昭和三十九年度以前の年度のこの會計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したもので、国が施行する港灣整備事業を含むは、第一條第一項に規定する港灣整備事業で国が施行するものに含まれるものとす。

理由

港灣整備事業の緊急かつ計画的な実施を促進して經濟基盤の強化を図るため、昭和四十年度を初年度とする新港灣整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めの件 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めの件

運輸省設置法第四十三條の規定により、北海海運局釧路支局厚岸出張所、東海海運局七尾支局内浦出張所及び東海海運局清水支局田子の浦出張所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求め。

別紙

Table with 3 columns: 名称 (Name), 位置 (Location), 支局 (Branch Office). Rows include 北海海運局釧路支局厚岸出張所, 東海海運局七尾支局内浦出張所, 東海海運局清水支局田子の浦出張所, 北海道厚岸郡厚岸町, 石川縣珠洲郡内浦町, 静岡縣富士市.

理由

厚岸港、小木港及び田子の浦港においては、最近における經濟の急成長に伴い出入港船舶が激増しており、海運關係の事務量が增大しているため、利用者の利便を図るため、これらの港に海運局の支局の出張所を設ける必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

○松浦國務大臣 ただいま、議題となりました港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

港灣は、經濟活動の重要な基盤でありまして、外國貿易を拡大し、生産の増強につとめ、地域格差を是正し、もって、國民經濟の健全な發展に寄

与するためには、港湾の緊急かつ計画的な整備を推進する必要があることは申すまでもないところであり、昭和三十八年度を初年度とし、昭和三十九年度を初年度とし、昭和四十年に至る港湾整備五カ年計画を策定し、これに基づいて港湾整備事業の実施を鋭意促進してまいりましたのであります。

しかしながら、近年におけるわが国経済の高度成長に伴い、港湾取り扱ひ貨物量は予想外の伸びを示し、すでに昭和三十八年において、最終年次である昭和三十九年の推定港湾取り扱ひ貨物量を上回ったのであります。また、新産業都市の建設等、地域開発諸施策の積極的推進、船型の大型化と航行船舶のふくそうに伴う海難防止の要請等、新たな情勢が生じてきたのであります。このような事態にかんがみ、政府といたしましては、このたび、昭和三十九年度を初年度とする新港湾整備五カ年計画を作成し、港湾の整備を強力かつ計画的に推進する所存であります。

つきましては、昭和三十九年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を作成することとなつております。現行の港湾整備緊急措置法第三条を改正し、昭和四十年を初年度とする新しい港湾整備五カ年計画を作成し、閣議決定することにいたしましたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に御承認を求めらるる件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この案件は、最近における経済の急激な成長に伴い、出入船舶が激増しております。北海道厚岸港に北海道海運局釧路支局厚岸出張所を、石川県小幡港に北海道海運局七尾支局内浦出張所を、静岡県田子の浦港に東海海運局清水支局田子の浦出張所を、それぞれ設置しようとするものであります。北海道厚岸港につきましては、同港は、捕鯨そ

の他の漁業の基地として活況を呈しており、さらに入港船舶は七十三万総トンに達しております。また、港湾整備も昭和三十九年度を目標に進められており、完成時には北海道有数の漁港となることを期待されております。

石川県小幡港につきましては、同港は、石川県最大の北洋漁業等の基地であると同時に、木材等の搬出港としても発展してきておりますが、さらに近年、奥能登地方の観光開発の進展により、水中翼船等も運航され、ますますその利用度が高まってきておりまして、昭和三十八年の出入港船舶は二十一万総トンに達しております。

静岡県田子の浦港につきましては、同港は、工業整備特別地域に指定された東駿河湾工業地帯の拠点として計画され、開発の途上にあります。同地域には、バルブ、肥料、石油、セメント等の工場が建設されておりまして、昭和三十八年の出入港船舶は二十三万総トンに達しておりますが、今後の港湾開発の進捗に伴い、ますます大型船の入港が激増するものと思われれます。

このように厚岸港、小幡港及び田子の浦港には、相当数の荷役量及び出入船舶があり、また、新たに海事関係業者が進出しつつありますので、海事に関する行政手続の利便をはかるとともに、これらの港における海事行政の円滑な運営を確保するため、これらの港に出張所を設置する必要が生じてまいりましたのであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に御承認を求めらるる次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

○長谷川委員長 次に、航空に関する件、及び日本国有鉄道の経営に関する件を議題とし、調査を行ないます。

肥田次郎君

○肥田委員 ことしに入りましてから、われわれが最もいやがっておる汚職という問題が各方面でいろいろと出てまいりました。運輸省関係ではいろいろと出てまいりませんが、時々起ったところの汚職問題を取り上げて、これら成りてきたのであります。残念ながら、ことしに入って、いま申しましたように航空局関係と国鉄関係、この二つの方面から汚職で逮捕されたという事実が、新聞に発表されました。

そこで、まずお伺いしたいのは、航空局関係につきまして一月二十七日の新聞を見てみますと、物品係長の福田行雄、それから補佐官の竹本安夫、通信器材係徳田泰親、この三名が収賄で逮捕された、こういふふうにいわれておるのであります。航空局として、この事実についてどういふふうに掌握しておられるか、まずお伺いしたいと思ひます。

○栃内政府委員 ただいま御指摘になりました航空局関係の汚職につきまして、航空局として、どういふ経緯を承知しているかという点につきまして御説明申し上げます。

この三名のうち、一月二十七日に物品係長の福田行雄、この者が任意出頭の際に警視庁に連行されました。午後七時三十分ごろ逮捕令状が出たという連絡がございました。それから二月一日、補給課補佐官竹本安夫が警視庁に、通信器材係の徳田泰親、ともに任意出頭の際に警視庁に連行されましたが、同日午後九時半ごろ逮捕令状が出た旨の連絡がございました。その後、以上の三名とも現在検事勾留の形で取り調べが行なわれておるというところでございます。

○肥田委員 大臣は何か御用があるようですので、大臣にちょっとお伺いしておきたいのです。この収賄汚職という問題は、これは公務員が最も恥すべき行為、こういうことで今日まで取り扱われてきたと思ひます。特に日本人の感覚からしても、汚職という問題、これは一番恥ずかしい行為だ、こう思っているのです。ところが新聞を

いつもにぎわしておるのは、汚職行為——公務員の汚職行為、こういうことになっております。けさも、ちょっと新聞を見ましたところ、こういうことを書いてあります。東京都における高速度道路の公団の汚職について、課長以下が嘆願書を署名して出しておる。こういうことが載っております。本来、汚職については、いわゆる管理職にある者が音頭をとって、そうして汚職についての手心を加えてくれたというふうな、そういう嘆願書をつくるということがはけしからんじやないか、こういうことが新聞にも書いてありましたが、全くそのとおりだと思ひます。

そこで、こういう、たび重なる起るころの汚職行為については、省内に対してどのような処置をもつてお臨みになるのか。お忙しいようですが、それをまず伺ひまして、そして問題点のありそうなるところはまた当該局長にお伺いしたいと思ひます。

○松浦國務大臣 役所をあずかる責任者として、私どもは、かような事件が起きたことは、私どもの非常な不徳のいたすところでありまして、みな責任を感じております。したがって、あの問題が出ますと、直ちに省議を開きまして、省議に出席する者一同に対して、私は自分の信念を吐露いたしました。綱紀粛正を強く望んだのであります。同時に、その趣旨を体しまして、綱紀粛正に対する指令を全庁員に発しまして、警告をいたしました。今後かかることのないよう、一そう引き締めて行政を行なうよう嚴重に戒めておるのでございます。

○肥田委員 もう一つばかりお伺いしたいのです。私は、ちょっといろいろなことを聞きます。それは、それぞれの立場にあるものに対して、この一般業界からの誘惑が非常に激しくやられるだらう、こういうことも二、三の話も聞いております。それからもう一つ問題になるのは、この公務員が汚職をして、そして結局、行政上の処分を受ける。当然、公務員としての地位も剝奪される。そのあとが問題になるのです。われわれが聞く

話によりますと、結局、いろんな関係があるから
そういうことになるのでしようが、そうして刑事
処分を受け、公務員としての地位も剥奪されたそ
の人が、ちゃんとつばに贈賄者側の関係会社に
拾われていくんです。ここに問題があると思うの
であります。もし汚職をすれば、公務員として恥
ずかしい行為をすれば、もう生活の道を断たれる、
こういうことになる、そう簡単に汚職というも
のほできないと思うのです。ところが、依然として
そのあとが断たないというところは、結局汚職を
やっても、それは差し引きをばはんをばはくと得
になる。プラスになるから、したがって、汚職を
やってもあと心配がない、ちゃんと関係会社が
拾ってくれる、こういうことが公然と行なわれる
とするならば、これは容易ならぬ問題だと思ひの
です。

それから、もう一つ大切なことは、いま大臣も
おっしゃったように私は何と云つてもこれは時代
的な一つの風潮ではあるというけれども、この公務
員の汚職というのを恥ずかしいという行為じゃ
なしに、背任行為だという罪悪感というものがな
いんじゃないか、こう思うのですが、この公務員
の汚職という背任行為に対する罪悪感というもの
をどういふ手段によって徹底をされるのか。これ
が私は必要じゃないかと思ひのです。

この辺についてもう一言お答えを聞いておきた
いと思ひます。
○松浦国務大臣 最初の問題に對しましては、法
のさばきによりまして、罪の裁定が決定し、その
罪に服して、社会人として歸つてまいりましてか
ら後の問題に對しましては、憲法の定めるところ
によつて職業の選択は自由でありますから、これ
にわれわれのほうでどの会社に入つていいとか悪
いとかということ、そういうことは恥ずかしいこ
とであるという良心的な指導はできませんが、法と
してこれは取り扱ふことはできないものではない
かと私は思つております。

もう一つは、いまのお話のように、国民の税金
で、国民の公僕として働く者は、仕事そのものを

もう少し国民の幸福のためにやらなければならぬ
ものを、国民の税金を汚毒する方面に使うといふ
ことは非常に恥ずかしいことであるといふ廉恥心
を、そういう道徳をわれわれは官紀粛正の中の第
一項目に取り上げて、平素からそういう一つの格
調の高い道徳心を涵養していくということが何よ
りも大事なことではないかと私は思ひます。ありま
す。それ以外に防く方法はないのではないかと
かように考へておりますから、この間の省議の場
合におきましても私は真剣にそのことを説いたの
でございます。

○肥田委員 先ほどのことについては、それは確
かに行政処分を受け、そうして職を追われる。そ
のあと、ということになると、これはなかなか
か問題があると思ひます。職がなければ一体その
人間はどこへ行くのか、こういう問題が起つて
きますから、その点は問題はないのです。ただ、
そういうような因縁がもつたつて、刑をつと
め、職を追われても、そこにつとめられるよう
な、その会社が受け入れるような因果関係とい
うものが残存している限り、こういう汚職問題と
いうものは尽きないと思ひます。誘惑と、
それからあとが保障されるのですから、汚職とい
う行為があとを断つはずがないのです。それが問
題だと思ひます。

それから職員に対する立場を意識さすといふこ
とはいろいろ方法があると思ひます。時間が長く
なりまして議論的になるかと思ひます。それから
多くは言ひませぬけれども、私は国民の税金を
使つておる公務員といふ、この立場の強調はそ
ういふ必要はないと思ひます。要はやつてい
いことやつてはいけないこととの区別をそれぞれ
の人がわきまえていけば、それでいいことだと思
ひます。公務員であつても一般の職員であつても
も労働者であつても、自分の労働に對しての報酬
をもらふのですから、税金であらうと生産会社で
あらうと、この点に差別はつける必要はないと思
ひます。ただ、自分の地位を利用してやるから、
不当な利益を得るから、これが汚職、背任行為

といふことになるわけですが、これは公務
員に限らず、どこの場合でもあり得ることなんで
す。ですから、公務員に限つてどういふことが起
きるの、公務員の特権な地位を利用しておる、
こういうことになるわけですから、税金をほんで
おる公務員としてどういふことではないか、
に、やつてはいけないことをやつておるといふ、
この理解が徹底しなければ、先ほど言つたよう
な、自分が少々悪いことをやつてもあつては会社が
拾つてくれるのだ、こういうことになつてまいり
ますと、この因果関係といふものは解消すること
ができないだらう、こういうことを考へますの
で、特にこの点に對して十分な注意を払つていた
だきたいと思ひます。

○野間委員 関連して大臣にお伺ひします。
いま汚職の問題で、肥田委員から特に公務員の
綱紀の問題について質問がございましたが、それ
ともう一つ、私は業者との関係について、運輸省
のほうで特に今回の消防車の問題については、新
聞の報道するところでは、相当広がる可能性があ
るよう報道されております。したがつて、業者
との日常の関係をどう規制するかという問題と、
もう一つは、これは税金を使うのですから、贈賄を
する側も明らかに罪悪であるといふことを徹底を
する意味と、したがつて明らかにした場合には
厳格に、取引関係も停止するぐらゐの態勢をもつ
て処分をすることが必要ではないかといふふう
に思ひます。その問題について大臣の答弁を伺
たい。

○松浦国務大臣 さつきお尋ねになりました三番
目の問題ですが、その答へようと思つておりまし
た。省内の公務員に對しましては、先ほど申しま
したように、格調の高い道徳を涵養することが必
要であることは、こちらのほうの問題でありま
す。しかしその店は、その人が犯罪を犯しても、
おれは拾つてやるというもの、わが省の関係の
ところに物を納めることが非常に合理的な品物を取
り扱つてゐる店に違ひはないわけです。だから汚
職までさして納入するといふことになるであらう

と思ひます。でありますから、一たびわが省と
の間において汚職を起したような店からは再び
発注しない、こういう原則を立てれば、二へん目
からは買つてもらえませんが、汚職をしなくな
ると思ひます。それと、もちろん公務員たる者
は、先ほどから申しますような高い道徳の上に
立つて仕事をすべきである、かように考へます。
○野間委員 大臣のお答えは十分に期待をしてい
きたいと思ひます。

○肥田委員 それでは引き続き航空局長にお伺
いするのですが、いま一番問題になるのは、自分
の役職を利用してどういふことにあると思ひので
す。この福田行雄という人は、全国の空港に配備
する消防車、ガソリン補給車などの購入で検査の
権限を悪用して便宜をはかつていた、こういうこ
とになつていますし、それから竹本安夫というの
は、福田行雄の上司であつた、こういうことにな
つております。それから通信器材の徳田泰親
といふのは、購入器材の種類や、その機械を大体
どれくらいで購入するはずだといふ予定価格、こ
ういふものをこつそり知らせて甘い汁を吸つてお
つたといふふうに書かれておるのですが、これはそ
れぞれ自分の役職を最大限に利用してこつそり自
分だけうまいことをやつておつた、こういうこと
になるわけなんです、こういう関係についてそ
れぞれの役職といふものと業者との関係につ
いて、今後一体どう対処されますか。

○橋内政府委員 ただいま先生の御指摘になりま
した今般取附容疑で逮捕された三名につきま
してどういふことであつたかといふ点は、現在取
附を受けつておりますので、内容は私も具体的
に承知しておりません。取附容疑であるといふ
点だけを承知してあります。ただ、容疑を受けた
三名の者がどういふ仕事をしておつたかといふ点
につきまして御説明申し上げます。
福田行雄は、物品係の係長をしておりまし
た。この係は、物品の需給、運用の計画、物品の
購買及び修理、物品の検取、物品の需給に關する
調査及び統計といふような職務を内容としており

ます。それから補佐官の竹本の所掌業務は、現在総括補佐及び管材第一係、管材第二係の担当補佐ということになっております。竹本は、現在は総括補佐でございますが、以前にはその他の補佐という仕事をやっております。それから通信器材係の係員徳田泰親、この者は係員でございますが、この係の所掌いたしておる分担範囲は、電気通信用機器及び器材の帯給及び運用の計画、購買、修理、検収、帯給に関する調査統計、機器（車両を除く）工作及び自家修理というふうな分掌になっております。したがって検収というふうな仕事をやっておったということはお説のとおりでございます。

○肥田委員 航空局長、私は、実はそういうことはどうでもいいのです。問題になるのは、この委員会でたびたび取り上げられたのですが、空港の消防車は配備されていまして、ところが、空港の消防車を動かす要員というものがいつも十分ではない、こういうことは久保委員からたびたび指摘されたところなのです。たまたまこの福田その他の連中がこの器材の購入をやっておる、検査もやっておる、こういうことになると、心配になってくるのは、たとえば一つの例を消防車にとってみると、化学消防車を購入した、その検査はこの汚職に関係する連中がやっておった。そしてその配備されたところの消防車というものは、実際にいざということになる、動かす要員も不足というふうな実情だ、こういうことになってきて、心配になるのは、そういう人々が、悪くものを考えるわけじゃないのですが、そういう人々が検査をして、そういう人々が事情を知らしてやっておいて、購入したところの機械がはたして満足な機械なのかどうかという心配が起るのです。こういう点については、機械の機能テストというふうなものや、どういふふうなやっておられますか。やられた例があれば、簡単にいいですから聞かしてもらいたいと思っております。

○橋内政府委員 器材が購入されましたときに、検収の場合に検査をやっております。

○肥田委員 この汚職に関係している人が検査をしてるのでしよう。それが機械ですから一時的には検査をパスするでしよう。ところが、機械に所定の耐久力があるかどうか、こういう点が心配だということをおっしゃっているのです。これはいいですから、ひとつあとで、そういうおそれのありそうな器材については、いつでも使えるのかどうかという点の点検の必要があるのじゃないか、こう思いますから、この点は私のほうから注意をいたしておきます。機械のことですから、そういう経路をとって入ってきた機械が満足な機械であるかどうかということに不安感を持ちますから、したがって、いつでも常時使えるという機能を維持できるのかどうかという点については、一応再点検される必要があるだろうと思っております。

それからもう一つは、これは私はいづの場合でも感することなんです、いま局長が言われたことは、私は非常に大きな意味を持つておると思っております。しかし、情においてはそういうこともあるだろうと思いますが、警察、検察庁で目下容疑として取り調べ中なんだ、多くを語りたくない、こういうことなんです。そうなるべくして、その取り調べ中というその間には、全然、関係当局は警察まかせ、検察庁まかせということ、無関心な態度というのですか、そういうふうな態度をとっておられるのですか、それとも積極的にそういう取り調べに対して協力をされておるのですか、その点どうなんでしょうか。

○橋内政府委員 私が申し上げましたのは、無関心という意味で申し上げたものではございませんで、非常に関心を持つておることは表現できないくらい憂えております。いかにして今後こういうことがないようにするかという問題については、非常に頭を痛め、また部下の職員の監督をさらにどうしたらいいかという点では非常に頭を痛めており、またいろいろ考えてもおりますが、現在取り調べを受けておる者がいかなることをしたかという事実の問題につきましては、警察

当局に必要な書類はもう差し出しておりますし、またどういふ事情であつたかということも警察当局が本人の取り調べをする場合に、警察として参考にしたというものでいろいろのことを聞いてまいります。そういうことにつきましては、警察の取り調べが円滑に行なわれるように資料の提供あるいは説明ということはいたしておられます。

ただ取賄容疑であつたことはわかっておりますが、それではいかなる取賄であるか、金何万円をいづどしたのだというふうな点の取り調べの問題につきましては、航空局長として現在これを進行するということが不可能でございますし、またその点につきましては、警察の取り調べに資料の面なりあるいはその他の面で協力するというのが限界ではないか、こういう意味で内容がはっきりわからぬというふうな申し上げたので、無関心というふうなことは全然ございません。むしろそういうことでは表現できないような気持ちで対処しておるということを申し上げます。

○肥田委員 まあそれで私も納得がいきました。やはり局長、三通りくらいあるのです、こういう事件が起ると、それはやはり上司として自分の管内に不正事件が起るといふことは、これを恥ずるのあまり、協力という態度までいかなる、なるべくこれは大きくなければいいというふうな親心というのですか、こういう気持ちがあつて、結局それは当局の取り調べに対して非常に消極的で、何もなくてあつたなということもある、こういうこともあります。これは結果的には、こういう不正事件を黙認ではなしに、容認するようにならざるを得ない、これは重大な問題ですから、こういう誤りのないようには心配をいたしました。

それからもう一つは、こういうことがあり、警察の取り調べというものは容疑だということやを言われた。しかし警察というものが手を入れて逮捕に踏み切るといふことは、よくよくの例外がない限り、これは何もなかった、白ということ

にはならない。よほど裏づけがなかったら逮捕というものはやらないのです。逮捕というものは、もうすでにその罪状が大体明らかになってきた、あとは情状酌量をするかどうかということだけが残つておる。最終的な処分としてこれはいろいろ関係を見たら、まあこのくらいでかんべんしてやれということになるのか、執行猶予にしてやるといふことになるのか、これはばち込まなければならぬということになるのか、それだけの問題なんだ。逮捕というものは、全く白だったという例は、よくよくの例外でない私はなかりと思つておる。だから、容疑で逮捕されておるといふことが、あたかも白に近いふうなふうなものを考えられるという場合は、これは誤りで、ただそれだけの関係当局の逃げ口上、はたから聞かれたときにこういうことになる場合が多いと思つておるのです。その点私は非常に心配しておつたのでお聞きをいたしました。

ですから、こういう問題が起つたときには、やはりその関係省の責任者そのものがそれに対する罪悪感というものを持たなければ、部下がかわいさに、あるいは自分の地位がかわいさにこのことができるだけ大きくなければいい、こういうふうな考え方でおられるならば、私が一番心配しておるところのこういう汚職というものはあとを断たないだろう、こういうふうな思つたからお聞きしたわけです。

それから総裁が見えなくなっておるのでちょっとお伺いしますが、これも新聞に逮捕されたというところで出ておりましたことは、関西支社の工事局長が逮捕された、こういうことになっておるのです。それが贈賄かどうかという問題は、それは私も触れかねますが、逮捕されたという、その相手方の贈賄者というものは、これは前任の工事局長であった。鉄建建設の大坂支店次長というのですね。結局前任者が鉄建建設の大坂の支店次長になっていった。そしてその後任者の工事局長が金をもらったとかも知らないと、こういうことで逮捕されたというのが記事になってお

りません。

るのですが、これもやはりそのつながりというものが大きい糸を引いておると思ふのです。新聞には悪口を書いておりますが、そういうふうには天下りしていった。そこで工務局と鉄建建設と何かやっていたのだらう、こういうふうには書かれておりますが、この点については、これは、まあ総裁は純然たる民間の方ですから、国鉄の内部でどういふふうな面があるかという事は、まだおわかりならぬ面があると思ふのですけれど、そういうしきたりが往々にして不祥事件を起こす、こういうことにならうと思ふので、この点についても十分対処される必要があると思ひまして一言触れておきましたが、私の質問はこれで終わります。

○石田説明員 ただいまの御注意に対しましては、私はごもつとも千万だと思つております。やはりそういうところに何か糸を引かれておるといふことは、これは考えなければなりません。今後のことにつきましては、十分その点注意いたします。こういうことがそういう因縁で起こらないように十分に注意するということを、私は申し上げておきたいと思ひます。

○野間委員 関連をして二つばかり聞いておきたいのですが、初めに国鉄のほうですけれども、いま肥田先生が言われましたような関係と、もう一つは、今度の航空局の場合あるいは国鉄の場合も、これは司直が捜査中の中間発表ですから正確ではないかもしれませんが、公務員が要求をして業者から受け取っているというのが両者に共通をした点として報道をされておる。それは、私が先ほども言いましたように、日常の業者との関係が非常に問題なんじゃないかという気がするのです。ですから、管理をする立場として、日常のそういう慣例について十分な監督をする必要があるというふうにご答えておきたいと思ひます。

もう一つは航空局長にお尋ねしたいのですが、やはり新聞の報道では、消防車の購入が、航空局の場合には、日本造船だけに限られている。日本

造船の独占であるというふうには報道せられておりますけれども、それが事実であるかどうかということ、もしそうであれば、その理由は何であるかということについてお尋ねいたします。

○石田説明員 いろいろ贈賄、収賄、汚職のものはなかなか一日にして起るものではなくして、だんだんに積み重なって、結局そういうような罪悪を犯す、こういうことにならうと思ひます。これはお説のとおりだと思ひます。だからして、われわれとしては、こういうことを防ぐために、平素における職員の間、行動というものが十分に自重戒飾するということにするのが当然でありまして、実は、私が国鉄総裁に就任するとき、私は汚職は大ざらいなんだ、どうかひとつ汚職だけはやらぬでくれ、こういうことを注意いたしました。そしてまた機会あるごとに、そういうことを申し上げておりました。今度の第三次計画におきましては、その金額が大きいだけに、私はこれは非常に誘惑が多いと思ひます。これはよほど注意しなければいけません。だからして、職員に対しては、よく自重戒飾するように指導しておりますが、特に私がおられることは、こういう事件が起こると、忠実に国鉄のために働いておる人間の士気に及ぼすこと重大なるものがありますので、ぜひひとつこういうことのないように、さらにひとつ力を入れて、この防衛に当たりたい、職員の自重戒飾を望むようにしていきたい、こういうことを誓うものであります。

○橋内政府委員 ただいま御指摘を受けました消防車の購入について、ただいま問題になつております日本造船株式会社という一社からしか納入を受けていないではないかというのであります。いわゆるローカル空港の包学消防車は、三十六年度から引き続き発注をいたしておりますが、御指摘のとおり、現在まで日本造船株式会社の製作にかかわるもののみが納入されております。しからば何がゆえにほかの会社のものが入らないかというお尋ねがあつたわけでございますが、その点につきましては経緯を申し上げます。ローカル空港で使つております消防車、これ

につきましては一定の規格があるわけでございますが、この規格及び特にこの消防車はポンプの圧力が非常に高いものを要求しております。当時、三十六年度に初めて購入いたします場合におきまして、いわゆる消防車をつくるという会社は四つばかりあつたやうでございますが、消防車にはいろいろ種類がございます。各種の消防車をあわせて考えますと、この会社だけではなかつたわけでございますが、ローカル空港に最も適合した化学消防車につきましては、この会社のみが製作しておつた。しかもこの会社は当時までに約八十両をすでに製作しておつたという事実がございますので、そういう実績もあり、しかもほかにはないというふうなことから、この会社と随意契約を結んだというところでございます。

もつとも、最近に至りまして、他の会社におきまして、ほぼ同じ程度の規格の化学消防車をつくるというところになりましたので、三十九年度におきましては競争入札ということにいたしました。それまでは随意契約によつてやつておつた、こういうことでございます。

○野間委員 最初の国鉄のほうですが、いま総裁が言われましたように、実は私どもも、第三次の計画が進まれますから、その問題に当然予想されますので、今日から十分な体制をまず本社自体がとつていく、そして再びこのようなことのないように善処してもらいたいということが主なので、そういう点をお願いしておきます。

それから航空局長、いままで航空局の購入課です。補給課ですかで購入された日本造船機材の購入の総額です。三十六年から五十年計画が始まつて、五十年計画は三十九年度です。終つておるわけですか。まだ進行中なんですか。それと、今日までの購入の総額をちょっと……。

○橋内政府委員 ただいま三十六年度からの五十年計画というおことはございまして、五十年計画というものは三十六年度に必ずしも立てたというふうには私は承知しておりません。三十六年度から逐次ローカル空港の消防車を整備してこ

うというところで、毎年二台ないし三台の予算要求が認められておつたというところでございまして、結果的に三十九年度あるいは四十年におきましてローカル空港に——ローカル空港と申しまして第二種空港でございまして、ほぼ行き渡るといふ結果になつたというところでございまして。

そこで、いままでそれはどういふふうにおつたかという点におきまして、三十六年度におきましては三台で約一千六百万円、三十七年度におきましては三台で約一千六百七十万円、三十八年度がやはり三台で約一千六百三十万、それから三十九年度におきましては、二台で約一千二百九十万円ということになっております。

○野間委員 大体内容についてはわかりましたので、あとは司直のほうの取り調べの進行にならうと思ひますけれども、局長の言われましたように、日本造船等の関係がそうであれば、必ずしも汚職をしなればならぬ、あるいは贈賄をしなればならぬという関係では、いまの御説明でいけば、それはいいですね。日本造船しかつていない、しかもそれが規格に入つておるといふことであれば、別に贈賄が行なわれなくて、いわゆる正常な形で購入が行なわれしかるべきものであると思ひます。したがつて私が心配するのは、最近摘発されたのだけれども、三十六年からそういう方針で進んでおる。しかも三十六年ごろから、それぞれの関係者がそれぞれの位置に關係をしておつたようにも見受けられますので、最近あがつてきたものが相当根深い可能性があるので、はないかという心配をするわけですね。それは今後

の取り調べによりまして、今後航空関係、特に輸送量も増大するでしよう、各種の整備が行なわれると思ひます。したがつて、なお飛行場の整備等についても、相当行なわれてくるものと思ひます。今度の処分についても、あるいは業界に対する対処についても、十分、国民に明らかに、国の方針としてこういうものを厳罰に処していくとい

う規範を示す必要があるというふうに思いますが、今回の問題の処理については十分にそういう方針でやってもいいというふうにお願ひします。

最後に、航空局のほうに私もいつも言うのですが、消防車に対する要員の配置がきわめて不十分ですね。これはこの前の国会のときにも、私からもあるいは久保先生からも言われましたが、一例をあげれば、大阪空港のときは、空港の当局で運輸省に要求をしている内容で見ても、消防車の人員配置が非常に悪い。新聞にもありましたが、化学車がそのとおりに使用できないのではないかと、いろいろいまでもいわれております。一例を申し上げますと、消防関係に対して、定員が十六名から二十名、大阪の空港では必要であるというふうに算定をされておるのでありますけれども、それに対して現在員は四名ないし五名であつて、空港当局の言明としても、かろうじて今回問題になつたO11A型の一台分の人員のみで、事故発生時には人員の救助もできないというふうに書かれております。こういう消防車の取り扱いそのものが、やはり今回のような汚職に関係なしというふうにはいい得ないと思つております。そういう意味で、せつかく購入したものが十分な体制で配備をされ、常時整備されておることが必要ではないか。これは予算の問題ですから、また別の機会にいたしますが、要は、購入したものが完全に、常に有効に整備をされ、配置されているという体制もまた必要ではないかというふうに思つております。つけ加えておきますと、以上で終わります。

○長谷川委員長 ほかにございませんね。

次会は、来たる九日、火曜日、午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

第一類第十号

運輸委員會議錄第二号

昭和四十年二月五日

昭和四十年二月九日印刷

昭和四十年二月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局